

全国社会就労センター協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 本協議会運営内規第2条の2に掲げる社会就労センターの職員で社会就労事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者に対し本会会長（以下「会長」という。）が表彰を行う。

(表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は毎年行う。表彰は全国大会の際に行う。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰する者は、第1条に規定する趣旨に基づき、社会就労センター（多機能型事業所における運営内規第2条の2（※1）に掲げられている事業以外の事業を含む）の職員として表彰を受ける当該年度の4月1日現在、現職にあって、通算20年以上の勤続者で功績顕著な者を対象とする。なお、勤続年数の算定については、就職した日から、表彰式を執り行う前年度末日までの期間とする。

但し、社会就労センターを経営する法人における社会就労センター以外の勤務期間と通算することができるものとし、その場合にあっては、社会就労センターにおける勤務年数が10年以上である者とする。但し、社会就労センター以外の勤務年数を通算する場合には、2分の1に換算する。また、その在職期間が中絶されている場合及び2以上の事業所におよぶ場合であってもこれを通算する。

(表彰対象の制限) (※2)

第4条 上記3条に該当する者であっても、次の各号に該当する者はこれを表彰しない。

- (1) 既に全国段階の表彰および褒章叙勲を受けた者
- (2) 法人の理事

(候補者の推せんの方法)

第5条 候補者の推せんについては、候補者が所属する法人理事長が、この規程に定める表彰に該当する者を候補者として各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部に推せんし、各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部会はその推せんをもとに候補者を会長に推せんする。

(表彰委員会)

第6条 表彰を審査するため、会長の委嘱する審査委員をもって構成する委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、各都道府県社会福祉協議会からの推せん書によりその功績審査を行い、会長に答申する。

〔附 則〕

1. この規程は、昭和 58 年 5 月 18 日から施行する。
2. 昭和 62 年 4 月 21 日一部改正
3. 平成 7 年 6 月 21 日一部改正
4. 平成 12 年 3 月 31 日一部改正
5. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 20 年 2 月 27 日一部改正
7. 平成 21 年 5 月 11 日一部改正
8. 平成 26 年 2 月 28 日一部改正・施行

(※1)

参 考 全国社会就労センター協議会運営内規 (抜粋)

(目 的)

第 2 条 この協議会は社会就労センターの事業の発展を期するため、全国的連絡調整を行うとともに事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ実践をはかることを目的とする。

2. 「社会就労センター」とは、社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々が利用する下記のところをいう。
 - ・ 生活保護授産施設、社会事業授産施設（基準該当就労継続支援 B 型事業を含む）。
 - ・ 次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。
就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業、生産活動を行う生活介護事業、地域活動支援センター。

(附 則)

26. 令和元年 5 月 14 日一部改正

(※2)

規程上は明記しておりませんが、すでに同表彰（「全国社会就労センター協議会 永年勤続表彰」（前身の「全国授産施設協議会 永年勤続表彰」も含む））の受表彰実績のある方は対象外となります。